

和泉市富秋中学校区等における 市営住宅集約建替他公共施設整備等事業 基本協定書（案）

和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業（以下「本事業」という。）について、和泉市（以下「市」という。）と●、●、●、●及び●との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、本協定中、次の各号に掲げる用語以外の用語の定義は、入札説明書等による。

- (1) 「移転支援企業」とは、構成企業のうち、入居者等移転支援業務を行う●をいう。
- (2) 「警察」とは、大阪府警察の警察本部長又は事業用地の所在する地域を管轄する警察署の署長をいう。
- (3) 「契約期間」とは、設計施工契約の締結日から本事業の完了までの期間をいう。ただし、本事業の完了日以前に設計施工契約が解除された場合又は設計施工契約上の規定に従って終了した場合は、設計施工契約の締結日から設計施工契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
- (4) 「建設企業」とは、構成企業のうち、整備施設の建設工事、既存施設の解体撤去工事、及び解体撤去対象区域の敷地整備等の業務を行う●をいう。
- (5) 「工事監理企業」とは、構成企業のうち、整備施設の建設工事及び既存施設の解体撤去工事の工事監理業務を行う●をいう。
- (6) 「構成企業」とは、本選定手続において、本事業を実施する者として選定された事業者グループを構成する企業（代表企業を含む。）を個別に又は総称していう。
- (7) 「設計施工契約」とは、本事業の実施に関し、市と落札者との間で締結される、和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業 設計施工契約をいう。
- (8) 「設計企業」とは、構成企業のうち、既存施設の解体撤去及び整備施設の設計の業務を行う●をいう。
- (9) 「代表企業」とは、構成企業を代表する企業である●をいう。
- (10) 「提案書類」とは、本選定手続において、構成企業が市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他落札者が設計施工契約の締結までに市に提出する一切の書類をいう。
- (11) 「提示条件」とは、本選定手続において、市が提示した一切の条件をいう。
- (12) 「入札説明書等」とは、本選定手続に関し、令和7年1月21日に公表された入札説明書及び入札説明書に添付された要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、設計施工契約書（案）、提案様式集、その他入札説明書と合わせて公表又は配布された資料（公表後の変更を含む。）並びに入札説明書等の公表後に受け付けられた質問に対して市が行った回答及び回答とともに公表又は配布された資料をいう。
- (13) 「暴排条例」とは、和泉市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）をいう。
- (14) 「暴力団」とは、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (15) 「暴力団員」とは、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (16) 「暴力団等」とは、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。
- (17) 「暴力団密接関係者」とは、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。

- (18) 「本選定手続」とは、本事業に関して実施された総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定手続をいう。
- (19) 「役員等」とは、次に掲げる者をいう。
- ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、会社法（平成17年法律第86号）第423条第1項に規定する役員及び監督責任者（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その業務を監督する責任を有する者）及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有する者（会社法第423条第1項に規定する役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者を含む。）をいう。
- イ 法人等以外の者にあっては、その者及びその監督責任者をいう。
- (20) 「落札者」とは、本選定手続により、本事業を実施する者として選定された、代表企業、●、●、●及び●から構成されるグループをいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、本選定手続により、落札者が本事業を実施する者として選定されたことを確認し、落札者と市との間の設計施工契約の締結のための市及び落札者の双方の協力その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続等について定めることを目的とする。

（市及び落札者の義務）

- 第3条 市及び落札者は、設計施工契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、和泉市議会の議決を得て設計施工契約の効力が生じるように最善の努力をする。
- 2 落札者は、提示条件を遵守のうえ、市に対し提案書類を作成し提出したものであることを確認する。また、落札者は、設計施工契約の締結のための協議に当たっては、本選定手続にかかる選定委員会及び市の要望事項を尊重する。

（業務の受託、請負）

- 第4条 本事業に関し、①既存施設の解体撤去の設計及び整備施設の設計の各業務を設計企業が、②整備施設の建設工事、既存施設の解体撤去及び解体撤去対象区域の敷地整備の各業務を建設企業が、③整備施設の建設工事の工事監理業務を工事監理企業が、④入居者等移転支援業務を移転支援企業が、⑤その他の業務を落札者の構成企業のうちのいずれかが、それぞれ設計施工契約の規定に基づき担当するものとし、担当業務の一部を第三者に行わせる場合であっても、設計施工契約に定める条件を遵守するとともに、担当業務の全部を第三者に行わせてはならない。
- 2 設計企業、建設企業、工事監理企業、及び移転支援企業は、設計施工契約により担当する業務を誠実に行わなければならない。

（設計施工契約）

- 第5条 市及び落札者は、令和7年8月を目処として、和泉市議会への設計施工契約に係る議案提出日までに、入札説明書に添付の設計施工契約書（案）の形式及び内容にて、市と落札者間で設計施工契約の仮契約を締結できるよう最大限努力する。ただし、和泉市議会において否決されたときは、仮契約は無効とする。
- 2 市及び落札者は、和泉市議会の議決を得たとき設計施工契約を締結する。
- 3 市は、入札説明書に添付の設計施工契約書（案）の文言に関し、落札者から説明を求められた場合、入札説明書等において示された本事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において、可能な範囲で趣旨を明確化する。
- 4 市及び落札者は、設計施工契約の締結後も、本事業の遂行のために協力する。
- 5 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本条第2項に基づき設計施工契約を締結

するまでの間に、本選定手続に関して本協定締結日において既に次の各号のいずれかの事由が生じていたことが判明したとき又は本協定締結日以降新たに次の各号のいずれかの事由が生じたときは、市は設計施工契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、構成企業に対し、次のいずれかに該当する命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令（独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限（以下「不当な取引制限」という。）又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。）
 - イ 独占禁止法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定による命令（不当な取引制限に相当する行為又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。ウにおいて同じ。）
 - ウ 独占禁止法第 8 条の 2 第 2 項において準用する独占禁止法第 7 条第 2 項の規定による命令
 - (2) 公正取引委員会が、構成企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (3) 構成企業の役員又は代理人、使用人その他の従業者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
 - (4) その他本事業に係る入札に関して、構成企業が前各号の規定に該当する違法な行為を行ったことが明らかになったとき。
- 6 本条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、本条第 2 項に基づき設計施工契約を締結するまでに、構成企業が、入札説明書等において提示された参加資格の一部若しくは全部を喪失した場合、又は入札参加表明書の受付日若しくは本協定締結日において、構成企業が、入札説明書等において提示された参加資格の一部若しくは全部を満たしておらず、落札者による本選定手続にかかる入札が無効であることが判明した場合には、市は、設計施工契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。ただし、かかる場合であっても、市は、やむを得ないと認めた場合は、代表企業を除く落札者の構成企業の変更又は追加を認めたうえで、設計施工契約を締結することができ、また、既に仮契約を締結している場合であっても代表企業を除く落札者の構成企業の変更又は追加を認めたうえで解除せずに存続させることができる。
- 7 落札者及び構成企業は、第 5 項及び前項に基づく設計施工契約の不締結及び仮契約の解除に関し、損害、追加費用その他名目の如何を問わず、市に何らの請求もすることができない。

（暴力団等の排除措置）

- 第 6 条 市は落札者に対し、構成企業の役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を警察に提供することにより構成企業が暴力団等であるかどうかについて意見を聞くことができる。
- 2 市は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本事業の実施以外の市の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために、これを利用し、又はこれを市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長、並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者、市の議会等に提供することができる。

- 3 構成企業は、担当業務を第三者に行わせようとする場合は暴力団等にこれを行わせてはならず、又は担当業務のために資材、原材料等を第三者から購入する場合は暴力団等からこれを購入してはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告しなければならない。
- 4 落札者又は構成企業は、本事業の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下、本項において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を市に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 5 市は、構成企業が、担当業務を第三者に行わせる場合又は担当業務のために資材、原材料等を第三者から購入する場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、落札者に対し、当該構成企業において当該第三者との間で契約を締結させないよう求めることができ、また、当該構成企業に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう求めることができる。
- 6 市は、落札者又は構成企業が次の各号に該当するときは、本協定を解除すること、若しくは設計施工契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。ただし、かかる場合であっても、市は、やむを得ないと認めた場合は、代表企業を除く落札者の構成企業の変更又は追加を認めたうえで、設計施工契約を締結することができ、また、既に仮契約を締結している場合であっても代表企業を除く落札者の構成企業の変更又は追加を認めたうえで解除せずに存続させることができる。
 - (1) 構成企業が暴力団等であることが判明したとき。
 - (2) 構成企業が担当業務を第三者に行わせる場合又は担当業務のために資材、原材料等を第三者から購入する場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 構成企業が前項の規定による要求に従わなかったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、落札者又は構成企業が正当な理由なく本協定に違反し、その違反により暴力団を利用する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 7 落札者及び構成企業は、前項に基づく設計施工契約の不締結及び仮契約の解除に関し、損害、追加費用その他名目の如何を問わず、市に何らの請求もできない。

(準備行為)

第7条 落札者は、設計施工契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関するスケジュールを遵守するために、市と協議のうえ、市の承諾を得た事項について、準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、落札者の責任と費用負担による準備行為に協力する。

(設計施工契約不調の場合における処理)

- 第8条 落札者の責めに帰すべき事由により、設計施工契約の締結に至らなかつた場合（第5条第5項若しくは第6項又は第6条第6項による場合を含む。）、既に市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用はすべて落札者の負担とするほか、落札者の構成企業は、連帶して、落札価格の100分の5に相当する金額の違約金を、市の指定する支払期日までに市に支払うものとし、他方、市は何らの責任も負わない。
- 2 事由の如何を問わず、落札者の責めに帰すべき事由なくして設計施工契約の締結に至らなかつた場合、既に市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、市と落札者との間には、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 3 設計施工契約の締結に至らなかつた場合において、落札者は、公表済みの書類を除き、

本事業に関して市から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、落札者は、本事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、落札者は、返却した資料等の一覧表及び破棄した資料等の一覧表を市に提出するものとする。

(賠償金等)

第9条 設計施工契約の締結後において、本選定手続に関し、第5条第5項各号のいずれかの事由が生じた又は生じていたことが判明したときは、市が設計施工契約を解除するか否かにかかわらず、構成企業は連帶して、落札価格の100分の10に相当する金額の違約金を、市の指定する支払期日までに市に支払う。本項に基づく違約金の支払いを遅滞した場合には、かかる履行を遅滞した賠償金の支払債務につき、当該支払期日（同日を含む。）から実際に支払が行われた日（同日を含む。）までの実日数に基づき、当該支払期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する財務大臣が指定する率による遅延損害金（1年を365日とする日割計算によるものとし、1円未満は切り捨てる。）を市に支払うものとする。

- 2 前項の場合において、市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について落札者に損害賠償請求を行うことができる。
- 3 落札者又は構成企業が本協定に基づく市に対する支払いを怠ったときは、かかる履行を怠った支払債務につき、支払期日（同日を含む。）から実際に支払が行われた日（同日を含む。）までの実日数に基づき、当該支払期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する財務大臣が指定する率による遅延損害金（1年を365日とする日割計算によるものとし、1円未満は切り捨てる。）を市に支払うものとする。

(秘密保持)

第10条 市及び落札者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして、これを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、落札者が相手方に守秘義務を負わせたうえで本事業に関する資金調達に必要かつ合理的な範囲で開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本協定の変更)

第11条 本協定は、当事者全員の書面での合意による場合にのみ、変更することができる。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から設計施工契約の契約期間の終了時までとする。ただし、設計施工契約の締結に至らなかった場合は、設計施工契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第8条、第9条、第10条、本条及び次条の規定の効力は存続する。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は大阪地方裁判所とする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と落札者の間で協議して定める。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、市及び構成企業はそれぞれ記名押印のうえ、市と代表企業において各1通を保有し、代表企業以外の構成企業は写しを保有する。

令和7年●月●日

市：

代表企業：

●●●●

●●●●

代表者氏名 ●●

構成企業

●●●●

●●●●

代表者氏名 ●●